

## 「日野市いじめ防止基本方針改定（案）」に関するパブリックコメント実施結果報告

「日野市いじめ防止基本方針」の改定に向けて、パブリックコメントを実施いたしました。貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。その結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 意見募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月1日（金）まで

### 2. 周知方法

市ホームページ、広報ひの、地域共創プラットフォーム

### 3. 素案の閲覧方法

- ・地域共創プラットフォーム、市ホームページ
- ・以下の施設にて閲覧

市内各図書館、市政図書室、七生支所、豊田駅連絡所、教育指導課

### 4. 意見提出方法

地域共創プラットフォームへの投稿、持参、郵送、FAX、電子メール

### 5. 意見受付件数

意見者数 13名、意見件数 32件

### 6. 所管部署

日野市教育部教育指導課

7. ご意見、市の考え方及び基本方針への反映方針

番号	ご意見（原文）	市の考え方	基本方針への反映について
01	<p>いじめられた側は一生心の傷が残ります。そんな傷を抱えた子供のケアを最優先に考えてほしいです。また、加害者側には厳しいかもしれませんが、子供とはいえ社会的な制裁を与えるべきかと考えます。いじめられた側からしたら「子供同士の間で起きたことだから」では済まされない一生の問題だからです。</p>	<p>基本方針第 1.2.いじめの防止等のための対策に関する基本理念では、いじめの防止等の対策はいじめられた子供たちの生命・心身を保護することが最重要であるとしています。すべての関係者が連携して、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底します。</p> <p>また、いじめを行った児童生徒への指導については、懲罰ではなく、いじめを行った子供が自己の行為の重大性を深く反省し、他者の人権を尊重し共感性を育むための教育的指導を指すものとしています。社会的な制裁ではなく、児童・生徒の背景を理解し、徹底した教育的指導とあわせて心のケアも実施します。</p> <p>犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校は速やかに警察等に相談し、適切に連携を図っていきます。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
02	<p>被害対象が児童・生徒に限定されている。</p> <p>教師や家族含めた大人によるいじめも想定され、それらからも児童・生徒を守ることが重要ではないか。</p> <p>いじめと犯罪の線引は曖昧であり、加害者が誰であってもいじめの定義にある苦痛を受ける可能性がある。</p> <p>防止策の適用範囲が狭くなってしまうことを危惧する。</p>	<p>本基本方針の「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項及び日野市いじめ防止対策推進条例第 2 条に基づき定義しています。同法及び同条例の主たる対象は「子供間」の行為とされており、本基本方針についても同法及び同条例の趣旨に則り、子供間のいじめ対策を基本として定めています。</p> <p>教職員や保護者など「大人から子供への行為」につきましても、それぞれの事象に応じ、学校教育</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

		<p>法や児童虐待防止法など、他の法令や制度に基づき、厳正かつ適切な対応を行います。</p> <p>また、教職員による不適切な指導については、あってはならないものであり、教職員研修等により、行われることのないよう徹底を図ります。</p>	
03	<p>保護者への教育を通したいじめを許さない家庭環境の醸成に資する施策があってもよいのではないか。</p> <p>連携先として保護者の関わりがあるが、そもそも原因・要因が家庭環境にある場合もあると認識している。</p>	<p>基本方針第1.4.(7)において、学校、家庭、地域社会では、子供たちがいじめを行うことがないよう、規範意識を養う指導などに努めるとし、地域社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要性を示しています。</p> <p>具体的な啓発活動として、保護者や地域を対象とした家庭教育学級やファミリールール講座の開催、東京都作成リーフレットの配布などを行っています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきますと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
04	<p>2点あります。</p> <p>①いじめ防止教育について記載がありますが、いじめは古来より「供儀のシステム＝生贄理論」と同等の性質を持ち、人間が集団を組織する上で決してなくなることはない必要悪だととらえる議論があります。善悪ではなく、そのもの自体が無くなることが無い、という立場です。これは方針についても序論で軽く同様の記載がありますが、「なくなる前提」にたった具体的な施策の記載がないように思います。</p> <p>いじめが起きたときに「いじめかもしれない」と客観的に、あるいは周囲の第三者が気づくことが重大結果の抑止力に繋がることもあると思うので、「いじめは、人間プロセスの中で普遍的に起きることだ」「全員が時と場合によっては対象者になるものだ」「なので気づいたときにこういうプロセスを取るべきだ」という踏み込んだ教育活動を盛り込むことを望みます。</p>	<p>①本基本方針の基本理念においても、いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものであるという基本的認識に立つことが必要だと考えております。本基本方針第2.2.(4)いじめの早期発見では、教職員は子供たちが発する小さなサインを見逃すことのないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確にかかわりをもっていくことを示し、早期発見に向けた具体的な取り組みとして①～⑧を挙げています。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

②いじめ重大調査組織について、教育委員会または学校が組織を決定するとあります。制度上教育委員会は独立した機関であると思いますが、現実論はそうならない面もあるように思います。学校と一体化している組織という指摘です。そのため、他自治体で起きているように、学校と教育委員会が黙殺してしまうと救済の道が閉ざされる、ことも懸念されます。この組織の設立にあたっては、当事者が助けを求めた第三機関（SSW やエール、市民オンブスマンまたは民生委員等）が直接市長に設置を求め、指示することのできる独立ルートも確保記載すべきかと思えます。

また、(5) においては「いじめではないか」と思ったら速やかに対応を始め、対象児童・生徒が安心して学校生活を送ること及び学習機会の保障に向け、対象児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底していくことを示しています。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。

②いじめ重大事態の調査については、教育委員会の附属機関である「日野市教育委員会いじめ問題対策委員会」の下に調査部会を設け、調査の主体については教育委員会が「学校主体」となるか「学校の設置者（教育委員会）」が主体となるかについて判断します。

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行えることが重要になるため、学識経験を有する者、専門的知識（いじめ、法律、心理、医療、福祉等）を有する専門家であり第三者（当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者）の参加を図るよう努めていきます。

また、本基本方針第 2.4. (8) では、重大事態の調査結果についての市長の再調査について記載しております。再調査は、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識又は経験を有する第三者等で構成される日野市いじめ問題調査委員会（市長の附属機関）を設置して行います。

		<p>なお、いじめの相談は、行政から独立した第三者機関である「子どもオンブズパーソン」や、日野市発達・教育支援センター「エール」の相談事業、子ども包括支援センターみらいくの「子どもなんでも相談」などが行っています。</p>	
05	<p>市 HP ページ ID1023162 について</p> <p>令和 8 年度実施日野市職員採用試験（新卒・第二新卒向け）の募集について</p> <p>今回のパブコメと関係ないかもしれませんが、書かせていただきます。</p> <p>人生グラフの記載例で、「9 歳 学校でいじめられる」とあり、違和感を感じました。</p> <p>いじめに対してさまざまな取り組みをする組織において、別部署ではありますが、いじめに対しての認識がすこし甘いのではと思います。</p> <p>受験者の人間性を見たいという点から、ありのままを書かせたいのですが、、、</p> <p>組織内での意識が統一されていないようでは、どんなに良い方針・計画があっても、変わらないと思います。</p>	<p>ご意見いただいた令和 8 年度実施日野市職員採用試験の募集における人生グラフの記載例に関しましては、総務部職員課の所管となります。今回のいじめ防止基本方針の直接的な改定内容には含まれませんが、本基本方針を推進するにあたりましては、関係部署とも情報を共有し、市全体でいじめ防止等の対策に向けた連携を図ってまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見は所管課へ伝達いたしました。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
06	<p>学習機会の確保：</p> <p>まず、いじめを受けて登校拒否する子供の心情を考えましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを受けて恥ずかしい</li> <li>・いじめを受けてクラスから追い出された</li> <li>・いじめを受けるような場所に通っても、自分なりの損得として割に合わない</li> <li>・自分の我儘が通らないことを、いじめを受けたと責任転嫁している</li> </ul> <p>このように考えている子供を想定します。</p> <p>以上を踏まえて、対応策を提案します。</p> <p>問題意識   &lt;登校拒否理由が『いじめを受けて恥ずかしい』の場合&gt;</p> <p>この子は学校に来て、教室に入ろうとするタイミングで、とても緊張するから、結果的に、学校に行きたくないと考えます。</p>	<p>いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学習機会の保障を含めた環境を整えるとともに、スクールカウンセラー等による心のケアを実施します。</p> <p>いただいたご意見・ご提案については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

例えるならば、演劇の本番の舞台上がろうとして、直前で、やっぱり無理と考えるような状態です。

この子は、自分が教室に通わないことで、誰に迷惑を掛けるのか理解しておらず、その結果、本番の舞台をドタキャンするような振舞いをしてしまいます。

#### 対応策1 <子供と交渉する>

この子は、自分が登校拒否して、どれだけの大人がどれだけの仕事をしなければいけないのか理解していません。つまり、この子にとって、登校拒否は大した問題ではなく、自分だけの問題だと思い込んでいます。

だから、その認識を変えましょう。

具体的には、登校拒否児童の担当者が子供と面談し、その子が学校に通うことで、担当者自身の仕事を減らすことができ、しかも、色々な人の負担を減らすことができるのだと、実益を示すことです。例えば、まずは週に3日通ってみないか?などと提案して、そうすれば、今月は、君との面談が免除されるから、というように、その子自身がいじめで変化した新しい境遇に慣れるまで交渉を続けることです。

#### 問題意識2 <登校拒否理由が『いじめを受けてクラスから追い出された』の場合>

この子は、教室に居場所がありません。仲のいい友達など、どうしても教室に通いたい理由もないため、そんな境遇に追い込んだクラスの生徒や先生を恨んでいます。

だから、この子は、自分を追い出したあいつらが逆に教室から出ていくまで絶対に教室に戻らないという、強い信念を持っています。

例えるならば、親とのゲームで何度負けていても、負けていることを認めずに、無限に対戦し続ける子供のようなものです。

なので、このような子供に、勘弁してと言っても絶対に拒否するため、つまり、交渉をしても無駄です。

#### 対応策2 <クラスの子と同じ宿題を出す>

<p>この子自身が諦めるまで、この子が登校拒否をやめることはないでしょう。</p> <p>そこで、その子と同じクラスの生徒への対抗心を利用して、同じクラスの生徒と勝負をする機会を与えます。</p> <p>具体的には、その子のクラスの生徒と同じ宿題を、その子に与えます。そして、自分一人で勉強を進められるように教材も提供します。もしも、一人でどうしようもなければ、期限までに終わらなかった宿題を、提出期限が終わった後に復習できる学習の場を提供します。例えば、ネット講習を行います。</p> <p>問題意識3 &lt;登校拒否理由が『いじめを受けるような場所に通っても、自分なりの損得として割に合わない』の場合&gt;</p> <p>この子は、登校すれば教室で再び辛い思いをすることを確信しています。つまり、本当ならば、この子にとっての脅威を、教室から排除して、この子自身を安心させなければいけません。大人がいくら対応しても、いじめっ子の側の振舞いが変化せずに、そして、学校に行けば酷い目に合うという境遇に絶望しています。</p> <p>だから、この子に交渉しても無駄だし、大人がいじめっ子を特定して、教室から隔離するしか、登校拒否の根本的な解決策がありません。</p> <p>対応策3 &lt;経済状況に応じて、通信制などを勧める&gt;</p> <p>ここまでいじめっ子からストーカーされてしまった場合、もう逃げるしかないのです。後は、親御さんの経済能力が問題になります。</p> <p>だから、引っ越しや転校が難しい場合に備えて、小学校教育の通信制を利用することで、教育費の負担を軽減することを考えなければいけません。</p> <p>問題意識4 &lt;登校拒否理由が『自分の我儘が通らないことを、いじめを受けたと責任転嫁している』の場合&gt;</p> <p>この子は理屈が通じません。</p> <p>だから、情に訴えかけるしかないのです。教員の方に対して、子供との付き合い方に裁量権を与</p>		
--	--	--

	<p>える必要があります。</p> <p>例えば、教員と生徒が必要以上に仲良くすることはあり得ないですが、しかし、この場合、教員は生徒に対して、まるで必要以上に仲良くしようとしているかのように演出する必要があります。</p> <p>その上で、先生の授業受けたくないの？というような、情に訴えかける言葉で、生徒を痲痺を起こしても、まあまあとなだめる必要があります。</p> <p>対応策4＜同性の教員に対応させる＞</p> <p>この子に対しては、非常に高度な心理的な演出を仕掛ける必要があります、少なくとも、生徒が教員に強い親密さを感じることは確実です。</p> <p>なので、誤解が生じないように、少なくとも、生徒と同性の教員に、生徒の対応をさせる必要があります。</p> <p>そして、間違っていけないのが、この子に理屈は通用しません。</p> <p>だから、理詰めで追い詰めるようなことをすると、生徒から見て、いじめの担当者が、話が通じない頭のおかしい人間に見えてしまい、その後の対応が難しくなります。</p> <p>だから、理屈が通じない子であるかどうかの判断は、かなり早期の段階で見極める必要があります、失敗すれば、さらに頑なになって、もはや学校が対応できる手段が、早くもなくなってしまふことが予想されます。</p> <p>もしも、そうなってしまった場合は、その子とその子の親御さんとの信頼関係の再構築に頼るしかないため、最終手段として、親御さんに、今後の適切な対応をレクチャーするなどの支援を行きましょう。</p>		
07	<p>正常ないじめ対策の実現のために、大人と子供の価値観のギャップを解消する取り組みの強化を提案します。</p> <p>前置きとして、まず、子供が考える論理的思考と、大人が考える論理的思考が異なる場合があります。なぜなら、経験の差があるからです。</p> <p>例えば、子供が土日が学校が休みなので、その子は自分の土日と、その保護者が週五で働いて</p>	<p>本基本方針第1.4.(5)では、いじめ問題に適切に対応するため、教職員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、組織的な対応を行うことを示しています。</p> <p>いただいたご意見・ご提案については、今後の取</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

	<p>る中での土日を等価だと考えます。</p> <p>しかし、子供が自分の保護者にこのことを伝えると、お前はふざけているのかと怒られます。そして、怒られた子供は、なんで怒られないといけないのかと、理不尽な思いをした悔しい感情を感じます。</p> <p>子供自身は、学校が仕事のように感じているので、論理的に全くおかしくない話ですが、社会で仕事を経験している大人からすると、子供の甘えた考え方だと感じます。</p> <p>このような、価値観の違いが、大人と子供の間ではたくさんあります。</p> <p>その上で、子供のいじめの問題に取り組む場合、大人が大人の価値観で、子供を論破しても全く意味がありません。そんなことをされたら、子供はそのいじめ担当の大人の意見に委縮して、登校拒否から立ち直れないなど、事態を悪化させる危険があります。</p> <p>だから、いじめに対応する大人の関係者は、少なくとも、いじめられている子供の価値観を把握し、その上で、登校拒否などの異常事態を解消するための交渉を、子供に持ち掛けないといけません。</p> <p>よって、いじめ対策の政策の正常化のために、大人と子供の価値観のギャップを解消する取り組みの強化を提案します。</p> <p>いわば、被害者の子供から、話の通じない頭のおかしい大人がやってきたと思われなように気を付けてほしいです。</p> <p>その上で、子供の理屈を無視した大人の一方的な価値観で、子供を論破しようとするような余計なことをしてかす大人を、この問題から排除することを検討してほしいです。</p> <p>お願いだから、大人が原因で事態をややこしくしないでほしいです。</p>	<p>り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	
08	<p>学校だけの対応では難しい部分も出てくると思うので、関係機関（弁護士、医療機関（心のケア）、その他関係するもの）などとの連携も重要となっていると思います。</p> <p>そのうえで、被害者が安心して学び続けることができる環境を作っていくことが大切だと思います。</p>	<p>いじめが複雑化・多様化する中、学校だけの対応ではなく地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があると考えています。</p> <p>いじめの防止等の対策には、解決に向け多岐にわたる専門的な関わりを必要としており、現状も司法（警察）、福祉（児童相談所）、その他（医療機関など）、さまざまな専門分野との連携で成り立</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

		<p>っています。</p> <p>本基本方針第2.1.(2)では、いじめの防止等に関する具体的な取組として、関係諸機関と連携した取組の推進を記載しています。</p>	
09	<p>いじめの加害者によるいじめに対して、その報復をする被害者がいた場合に、それでも加害者が優勢な状況で、いじめ被害者がいじめを受け続ける状況が考えられます。</p> <p>こうした元々の加害者と被害者の責任が混在する場合に、どのように対応したらいいのか、統一的な対応を検討してほしいです。</p> <p>現場任せだと、現場の人間も委縮して、結局何もしないという状況が生じます。</p> <p>また、いじめの加害者が嘘をついて、いじめの被害者こそが真のいじめの被害者だと主張する場合があります。その場合も、想定して検討してほしいです。</p> <p>同様に、元々のいじめの被害者と加害者とその関係者が、同時に嘘を付く場合も考えられます。</p> <p>そうすると、もしも嘘を付いてもお互いに得をしない状況を作るような対応が大事ですが、まあ、責任の所在の解明が困難であるならば、結局は加害者と被害者を関わらせないことが大事です。そうすると、必然的に、加害者と被害者を、元々いたコミュニティから追い出す必要が生じる場合があります。また、例えば、加害者が被害者をストーカーし続ける場合、そのストーカー行為を通報する仕組みも必要でしょう。</p> <p>なので、いずれにしても、いじめの被害の拡大を観察する仕組みを整備することで、生徒のクラス変えを実施するなど、つまり、対応に掛けたコストに対して、加害者と被害者の二人の距離感の拡大が見込めない場合は、注意深い観察が必要な案件と判断するなど、状況の深刻さのレベルをリアルタイムで認定してほしいです。</p>	<p>いじめの実態把握については客観的な事実を踏まえながら慎重かつ丁寧に進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見・ご提案については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
10	<p>いじめ加害者を認定する場合に、プロバビリティーの犯罪を、証拠として考慮してほしいです。</p> <p>そして、いじめ関係者を観察する際は、疑わしい行動をしていた場合、その行動の意図を推測することも実施してほしいです。</p> <p>つまり、観察処分中は、社会的に正しい行動ができない場合、正しい行動ができるように、い</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただき、具体的なケース等に応じて対応してまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

	いじめ加害者と被害者の双方の保護者の協力の下で、制御可能な環境作りをしてほしいです。		
11	いじめ関係者間で、付きまとい行為が疑われる場合、例えば、いじめ加害者と被害者の下校時間をずらして、かつ、下校経路を指導するなどの対処をしてほしい。その上で、下校経路の一つ以上のチェックポイントを指定し、何時何分にそのチェックポイントを通過したのか、分かるようにアプリを開発してほしい。もちろん、本人認証も忘れないでほしい。または、地元の人との協力を得て、例えばスーパーの監視カメラに映るようにするなど、証拠を残すように指導してほしい。	いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただき、具体的なケース等に応じて対応してまいります。	市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。
12	対象児童・生徒の安全確保と学習機会の保障については賛成です。そのうえで、保護者としては、クラス替え、必要に応じた転校等の選択肢、またその際にいじめを理由とする情報をどのように保護するのかまで、できる範囲で具体的に示していただきたいです	転校等の対応には慎重な判断が求められます。具体的な対応手法については、子供の状況等を踏まえて保護者と学校が相談する中で状況に応じた内容を示す形になります。	市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。
13	通報者や相談者が不利益を受けないための情報管理・秘密保持・共有範囲の考え方を、より具体的に示していただきたいです	情報の機密保持、保護等を図るため日野市教育委員会では情報セキュリティの基本方針を定めるなど適切に運用を図っております。情報セキュリティの具体的な対策等については詳細を公開することで、情報を引き出そうと悪用されるリスクが発生することがあるため、非公開とさせていただいております。	市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。
14	保護者としては、学校がいじめを把握した際の初動連絡の目安や、その後の経過共有の節目が分かると安心につながるため、可能な範囲で標準的な説明プロセスを示していただきたいです	基本方針とは別にいじめの事例の発生時対応についての一般的なフロー図の作成を検討しております。	市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。
15	ネット上のいじめについて、研修や啓発に加え、被害が起きた際の相談先、証拠の残し方、削除依頼や関係機関との連携など、実際の対応の流れも分かるようにしていただきたいです	基本方針とは別にいじめの事例の発生時対応についての一般的なフロー図の作成を検討しております。	市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。
16	日野市いじめ防止基本方針（改定案）について、以下の点を意見として申し上げます。  1. 人権教育について	人権教育につきましては、これまでの取組とともに子ども条例や子どもオンブズパーソン条例とともに推進し、子供一人一人の人権意識の向上や	市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。

<p>本方針では「思いやり」や「心の教育」が多く取り上げられていますが、人権教育と情緒的な「思いやり教育」は本来異なる概念であると考えます。</p> <p>人権は、すべての子どもに等しく保障され、誰も侵害してはならないものであり、これは「優しくしよう」という道徳的価値とは別に、法的にも社会的にも明確な位置づけがあります。</p> <p>そのため、子どもたちが</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の権利</li> <li>・他者の権利</li> <li>・権利侵害がどのような行為に当たるのか</li> </ul> <p>を理解できるよう、人権教育の理念をより明確に示していただきたいと考えます。</p> <p>2. 調査後の具体的な対応策の明確化について</p> <p>本方針では、いじめの定義や調査体制が丁寧に整理されており、非常に重要な前進だと感じています。</p> <p>一方で、調査後に学校や市がどのような具体的支援・措置を行うのかについては、やや抽象的な記述にとどまっている印象があります。</p> <p>例えば、以下のような点について、一定の基準や好事例を示していただけると、学校現場での対応がより安定し、子どもたちの安全確保につながると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童の安全確保の具体例 (例：クラス替え、別室登校の選択肢、安心できる居場所の確保など)</li> <li>・加害児童へのメンタルケアや再発防止策 (例：スクールカウンセラーとの定期面談、家庭との連携支援など)</li> <li>・学校間での好事例の共有や、望ましい対応の標準化</li> <li>・調査後のフォローアップの仕組み</li> </ul> <p>これらは学校ごとに判断が分かれやすい領域であるため、一定のガイドラインや支援モデルが示されることが望ましいと考えます。</p> <p>3. 新設される各組織の役割の明確化について</p>	<p>人権の保障・擁護が図れるように推進して行きます。</p> <p>また、調査後の具体的な対応策につきましては、各事案等に沿って対応してまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	
--	--	--

	<p>改定案では、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会など、複数の組織が設置されることが示されています。</p> <p>これらの組織が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査のみを担うのか</li> <li>・調査後の支援策の助言やフォローアップまで行うのか</li> <li>・学校の対応の質をどのように担保するのか</li> </ul> <p>といった点について、もう少し具体的に示していただくと、市民としても理解が深まり、制度への信頼性が高まると感じました。</p> <p>まとめ</p> <p>本方針は、いじめ防止に向けた市の強い姿勢が示されており、大変意義深いものだと感じています。</p> <p>そのうえで、人権教育の明確化と、調査後の具体的な支援策・運用の透明化が補われることで、より実効性の高い方針になると考え、意見を提出いたします。</p>		
17	<p>今回、検討している基本方針は、具体的な内容に足を踏み込んでいるため、具体的にした分だけ、もしも不正や犯罪に悪用されてしまった場合、かなりイメージが悪くなります。特に、子供の人権を無視して、子供の監視を目的に使われた場合、とても悲惨です。協力関係の明確化とその保証は必ず行ってください。</p> <p>なので、必ず責任の所在が明確になるように気を付けてください。</p> <p>もしも、責任の所在が曖昧のままであった場合、基本方針自体が批判の対象になるためです。そして、具体的な内容に足を踏み込むということは、その基本方針でのオペレーション下での事故も増えるということです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただき、具体的なケース等に応じて対応してまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
18	<p>同じ学校に通う兄弟の間で、いじめが発生している場合は、いじめの被害者は、基本的に逃げ場がないので、例えば、通信制の授業を提供するとか、遠隔で授業を実施するなどしてほしい。</p> <p>また、同じ学校に通う兄弟の間でいじめが起きている場合、それは家庭内で、ネグレクトなど虐待が行われている可能性があるため、虐待問題の制度との連携をしてほしい。</p>	<p>いじめが複雑化・多様化する中、学校だけの対応ではなく地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があると考えています。</p> <p>今後も保護者や地域との連携・協力の充実を図っていきます。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

	<p>同様に、子供に深刻ないじめが起きているにも関わらず、親御さんがいじめの解決に著しく非協力的な場合、虐待の可能性を疑って、虐待問題の制度との連携をしてほしい。</p>		
19	<p>話によるといじめは評価や出世に関わるので教育委員会と学校が隠蔽するのが横行していて、それどころかいじめの人と仲良くしたり、一緒になって学校の先生でも言葉や暴力で生徒をいじめらしく耳を疑ってしまいます。</p> <p>メディアでもいじめ人間がカッコよく写り、いじめられる人たちは情けない人間として捉えられ映画やドラマ、バラエティでもコンテンツとして消費されています。人権を扱う団体もこの問題を取り上げようとしません。不快に感じるかもしれませんが、いじめられる人間のことをSNSでは「ガイジやアスペ、はったしょ」など揶揄される造語を作り、XやYouTubeなどでインフルエンサーだけでなく、医師やカウンセラーまでが同じような表現を使い、注目を集め、広告収入を上げています。いじめは現代ではビジネスになっているようです。</p> <p>なぜ、これほどまで差別を受けたりいじめられる人たちの立場が弱いのかというと、これら被害者は人権団体や女性権利向上の団体ほどの組織力がほとんどなく、強い繋がりもなく抗議を受けたくないため、泣き寝入りするしかなく、この部類の人たちは粗末に扱っていいという空気がまだ世の中にあるという話を聞きました。</p> <p>いじめられた側は精神を病み、社会が怖くなり社会復帰できないようになるか、最悪自殺する人もいます。</p> <p>旭川や大津市のいじめは酷いものでしたが関係者は結局具体的な処罰されることがなく、私は見ていることしかなく辛かったです。</p> <p>なぜ、世の中にはいじめを報酬のように感じ、思うままに人を傷つけそれを必要としていたり、相手に原因を押し付けてでもせずつにはいられない人間がいるのかわかりません。</p> <p>フランスではいじめを取り締まる法律や対策がとられるようになりました。</p> <p>日本でも同じような法律や対策が取られるのを望みます。</p> <p>個人的に考えた対策としては、これまでのような義務教育ではなく、厳密な契約関係などでのシステムを導入してみるのもいいのではないかと思います。</p> <p>例えば、公立学校でも私立学校のような在学契約書で契約を交わし、いじめなどの問題行動を行わないという契約を取り、学校と生徒の間に相談員やカウンセラーを設け、問題がない</p>	<p>いじめは、子供の尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。市全体で力をあわせて「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもち、地域社会総がかりで、いじめのない地域社会の実現を目指し、いじめの防止等の対策を推進していきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。 ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

	<p>か調整を図り、問題が起きた時に、通学を停止し、在宅での学習に切り替えるなどで安定した生徒の学校生活を図るべきではないかと思いました。いじめをおこなった側にも先生や生徒、学校長、教育委員会関係なくペナルティを課し、再発防止に務めるよう社会を改善していく必要があると考えています。また、それで終わるだけでなく被害者の横の繋がりを強くし社会に影響を与えるような団体を育てる必要もあるものと思いました。</p>		
20	<p>不正防止のために、対応策の例を示してほしい。</p> <p>例えば、現場にルールに従って対応しろと指示を出す場合、ルールを熟知している人間だけが正しい対応を知っている状況が生じるので、ルールに詳しくない人は、ルールに詳しい人間に騙される形で不正が生じる可能性がある。</p> <p>だから、ルールが大まかにしか分からない人でも、常識や一部注意点を把握しているだけで対応例が理解できるように工夫して、不正が起こっても誰かに相談できるようにしてほしい。なので、その意味で、不明な点を問い合わせができるように体制を整えるなど対応してほしい。</p>	<p>いじめが複雑化・多様化する中、学校だけの対応ではなく地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があると考えています。</p> <p>いじめの防止等の対策には、解決に向け多岐にわたる専門的な関わりを必要としており、現状も司法（警察）、福祉（児童相談所）、その他（医療機関など）と連携しており、いじめを受けた児童・生徒等が相談しやすい環境整備等に努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
21	<p>まず、いじめ発生後の対応のために、市や教員などの教育関係者が手厚い対応をし過ぎると、保護者が状況の理解に追い付けずに、子供の教育責任を自発的に放棄する場合があります。</p> <p>特に、最初から子供の教育責任に無責任な傾向にある保護者から「全てお任せしますから、どうぞご勝手に」と言われた時はとても困ります。</p> <p>そこで、情報の公開の点で提案ですが、今回の基本更新の改定が、決して、保護者の皆さんが問題を丸投げして無責任になってもいい免罪符を作るようなものではなく、子供、保護者、教員の積極的な自主性を前提として、その頑張りに応えるように問題解決に向けた補助をするものだと、勘違いをさせないようにしてほしいです。逆に言えば、誰かが問題に非協力的ならば、どう頑張っても上手くいかないことを、警告の意味で具体例を挙げるなどして欲しいです。</p>	<p>日野市いじめ防止対策推進条例第8条第3号では、いじめの防止等のために保護者が行う責務について定めており、いじめの防止等のための措置に協力することを示しています。</p> <p>いじめの防止等の対策において、保護者の協力・連携した取り組みは重要なものであり、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に関する取り組みについては、学校と保護者が連携を密に図り、推進していくことが大切です。</p> <p>保護者を含む地域社会総がかりで取り組む必要性について周知するため、啓発活動の推進を図っていきます。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
22	<p>いじめ問題で、いじめの被害者が最も絶望する瞬間の一つが、問題の解決に積極的に関わる</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p>

	<p>べき関係者が、物事を大げさにしたくないと、消極的になることを察する時です。</p> <p>いじめの問題では、いじめ加害者の被害者への執拗な付きまといが主な問題となりますが、それを監視して引き離す大人がいれば、問題の大部分は解消されます。</p> <p>しかし、その『監視』と『引き離す大人』を準備するハードルがとてつもなく高いです。</p> <p>なぜなら、いじめっばいことをしていても、隠せなくなるまで隠したくなる保護者と教員と被害者が多いからです。</p> <p>そこで、従来の教育的配慮では、子供の人権の尊重を盾にして、被害者が隠したがっているかもしれないから、「保護者と教員と被害者」の三者の積極的な姿勢と、犯罪に相当すると言えるような完璧な証拠を集めないと、いじめを担当する市は動きませんでした。実質的に、いじめ問題で絶対に動く気はないという強い信念を感じて本当に許せません。</p> <p>なので、いじめ問題で、どのような教育的配慮を行うべきなのか、明確に定義することで、市がどれくらいいじめ問題に積極的に取り組むの観察しやすいので、その学内の問題を原則として学内ですべて解決しようとするという教育的配慮をどこまで適用するのか、具体例を示してください。</p>	<p>参考にさせていただき、具体的なケース等に応じて対応してまいります。</p>	<p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
23	<p>いじめは海外でも加害者側のカウンセリングや環境を整える必要があるという取り組みをされています。</p> <p>加害者が問題であるという取り組みを強く推奨します</p>	<p>いじめを行った児童生徒の心のケアは重要であるととらえています。いじめを行った児童生徒の行為が、自身が過去に受けたいじめや家庭環境に起因する場合もあるため、その行動の背景にある要因を把握し、徹底した指導と合わせて心のケアも実施します。関係機関や専門家等との連携した取り組みを行ってまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
24	<p>最近、東京都のある区でいじめ重大事態の調査が進まず、年単位で滞留しているという記事を見ました。重大事態に対して即座に対応できる体制づくり、具体的な調査の方法やスケジュール感の指針も盛り込むこんでもよいと思いました(本方針の対象外でしたらすみません)。</p>	<p>基本方針とは別にいじめの事例の発生時対応についての一般的なフロー図の作成を検討しております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
25	<p>いじめの関係者が、暴力団の関係者の場合、こうなった場合に、特に決まった対応のルールは存在しないが、恐らく、当事者の教員などは絶対に腰が引けるだろう。</p>	<p>いじめ防止対策には、解決に向け多岐にわたる専門的な関わりを必要としており、現状も司法(警</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への</p>

	<p>このような場合に、代理でいじめの問題を仲裁してくれる人員が必要である。そして、普通の発想ならば市の職員が人員を確保するという話になるが、市の職員もこうした問題に関わるのはとても嫌だと思われる。</p> <p>そこで、このような状況を想定して、市と警察との連携体制を整えることを提案する。もちろん、警察から借りた人員にやってもらう業務は、普通にいじめ問題の仲裁であり、このような場合分けの仕組みを整備することで、学校と保護者との連携が円滑になることが予想される。</p>	<p>察)、福祉(児童相談所)、その他(医療機関など)、さまざまな専門分野との連携で成り立っています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>反映はございません。</p>
26	<p>いじめの加害者関係者による証拠の残らない脅迫行為の対策として、ストーカー問題対策への円滑な移行を可能としてほしいです。</p> <p>例えば、いじめの加害者の保護者が、いじめ被害者をその彼の私立大学の退学を口利き可能な証拠を押さえた場合、例えば、実際にいじめ被害者が教員と親密な関係であった場合、その暴露を仄めかされる形で脅迫された場合、事情を世間に話せないいじめ被害者とその関係者は、その後の人生もそのいじめ加害者とその保護者に付きまといられることがある。</p> <p>つまり、学生時代の教員との親密な関係の証拠を暴露されたくなければ、いじめを受けても逆らうなど、実質的な隷属を迫る場合である。</p> <p>つまり、きっかけは学内でのいじめ問題かもしれませんが、学校を卒業後もその関係が続く場合、もはやストーカー問題へと発展しているため、学校でのいじめ問題と、その後のストーカー問題への発展に際して、その状況把握を途切れさせないようにしてほしい、つまり、問題を引継ぎ可能な体制を整えてほしいです。</p> <p>具体的には、学内でのいじめ問題の調査状況の公的なレポートを作成し、学校を卒業後にすぐに、現在まで続くストーカー被害の証拠として提出できるようにしてほしいです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
27	<p>将来的に、いじめが疑われる監視期間中に、AI エージェントを利用して、いじめ被害が加害者と被害者との間で発生しているかを判定する秘術が出現する可能性がある。</p> <p>つまり、加害者の人格を反映する AI エージェントと被害者の人格を反映する AI エージェントを、二人の間で代わりに必要なやり取りを代行してくれる壁として機能させるということである。</p> <p>その上で、いじめ防止対策のデジタル化の準備を見込んだ改正をしてほしいです。</p> <p>代表例を言えば、紙の書類と印鑑が必要な手続きを必須とする状況は作らないでほしいです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

28	<p>子供のいじめ問題から、子供の自殺問題に発展することを抑制する対策を取り入れて欲しいです。</p> <p>まず、いじめ問題で大人がどれくらい味方をしてくれるのかという認識は、子供によって個人差があります。</p> <p>なので、子供によっては、いじめ問題に対する大人の対応に過剰に期待してしまうこともあると思います。</p> <p>このことから、過剰に期待した結果、あまり助けてくれない現状を感じ取って、大人からその子供自身への裏切りを感じてしまう可能性があります。</p> <p>そして、裏切られると子供は絶望します。</p> <p>その中で特に、現実を正しく認識することが苦手な子供は、想像で敵をたくさん作って、味方がいない自分のイメージを作り上げます。</p> <p>この状態が最悪です。</p> <p>そこで、いじめから自殺する子供を減らすために、誰かが子供の味方になるための建設的な手順を踏めるように、それができる人を準備するために状況を把握するように努めて欲しいです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただき、具体的なケース等に応じた対応してまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
29	<p>いじめられて不登校になった当事者です。まずいじめた側は悪いことをしたとは思っていないので犯罪行為としてしっかり厳罰化して行くことが必要。また、いじめが起きた場合加害者ではなく、学校側の管理責任を問うような風潮が強くなる。それでは学校側は隠す方にエネルギーが働いてしまう。学校側がいじめを発見することにエネルギーが向かうように社会の見る目を変えていく必要がある。</p>	<p>いじめを行った児童生徒への指導については、懲罰ではなく、いじめを行った子供が自己の行為の重大性を深く反省し、他者の人権を尊重し共感性を育むための教育的指導を指すものとしています。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校は速やかに警察等に相談し、適切に連携を図っていきます。</p> <p>また、いじめが複雑化・多様化する中、学校だけの対応ではなく地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があると考えています。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p> <p>ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
30	<p>○調査の実施主体について</p>	<p>ご指摘いただいたPII最下段の第2.3.(8)の</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。</p>

<p>PII 最下段に「調査の実施主体については～教育委員会が判断します」とあり、次頁に「学校主体」か「学校の設置者主体」かとできます。前にでてくるほうに説明を加えるか、後に説明がある旨を加えたほうがよいと思いました。全体的に同じようなことが何回もでてきますので、そこは全体を通して見直していただきたいです。フローチャートがあるとわかりやすいと思います。</p> <p>どちらにするかの判断基準について、もう少し明確に記述していただきたいです。また、第三者の参加は「努める」のではなく必ず入るようにお願いします。</p>	<p>記載については、第2.1.(1)②「日野市教育委員会いじめ問題対策委員会」の再掲として記載しており、いじめ重大事態の調査主体の詳細につきましては、第2.4.「いじめ重大事態の調査の主体と組織、実施」に記載する構成となっております。</p> <p>また、基本方針とは別に、いじめの事例の発生時対応についての一般的なフロー図の作成を検討しております。</p> <p>調査主体をどちらにするかの判断については、個別の重大事態の状況に応じて判断することとなります。第2.4.(2)「調査の主体」について、「調査の主体については、教育委員会が「学校主体」となるか、「学校の設置者（教育委員会）主体」となるかについて判断します。」を「調査の主体については、教育委員会が<u>個別の重大事態の状況に応じて、「学校主体」となるか、「学校の設置者（教育委員会）主体」となるかについて判断</u>します。」に修正いたします。</p> <p>調査組織への第三者の参加については、利害関係を有しない第三者が加わることが重要なため、第2.4.(3)「調査組織の構成と種類」について、「そのため、学識経験を有する者、専門的知識（いじめ、法律、心理、医療、福祉等）を有する専門家であり第三者（当該いじめの事案の関係者</p>	<p>基本方針第2.4.(2)「調査の主体」、第2.4.(3)「調査組織の構成と種類」について、表記を修正いたします。</p> <p>【修正内容】</p> <p>第2.4.(2)「調査の主体」 「調査の主体については、教育委員会が「学校主体」となるか、「学校の設置者（教育委員会）主体」となるかについて判断します。」を「調査の主体については、教育委員会が<u>個別の重大事態の状況に応じて、「学校主体」となるか、「学校の設置者（教育委員会）主体」となるかについて判断</u>します。」に修正</p> <p>第2.4.(3)「調査組織の構成と種類」 「そのため、学識経験を有する者、専門的知識（いじめ、法律、心理、医療、福祉等）を有する専門家であり第三者（当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者）の参加を図るよう努めてい</p>
--	--	--

		<p>と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者)の参加を図るよう努めていきます。」を「そのため、学識経験(いじめ、法律、心理、医療、福祉等)を有する専門家であり第三者(当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者)を加え、組織します。」に修正いたします。</p>	<p>きます。」を「そのため、学識経験を有する者、専門的知識(いじめ、法律、心理、医療、福祉等)を有する専門家であり第三者(当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者)を加え、組織します。」に修正</p>
31	<p>○早期に話し合いの場を 子どもの声を丁寧に聞き取り、受け止め、ともに解決を見つけ、実現していくことが大切と考えます。解決の主体はあくまで子どもです。</p> <p>「東京都教育委員会いじめ総合対策(第3次)」上巻67ページにはこのような記述があります。</p> <p>被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応</p> <p>学校は、子供への対応に先立って、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得るようにしています。</p> <p>その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応ではなく、可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定するようにしています。</p> <p>問題が発覚した早い時点で、双方から個別に十分に話を聞いた上で、教職員と関係する保護者、そして子どもが一堂に会して話し合う場を設けていくことが大切なのではと考えます。</p> <p>ぜひガイドラインに盛り込んでいただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただき、具体的なケース等に応じて対応してまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>

32	<p>○改定全般について</p> <p>このたびの改定は国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「日野市いじめ防止対策推進条例」の規定に基づくと説明があり、大きな改正内容としては「4. いじめ重大事態の調査の主体と組織、実施」が追記されたことと受け止めています。</p> <p>どの部分を改定したのか、またそれによりどのような改善が見込まれるかなどの説明が必要だと思えます。</p> <p>また、重大事態が起きた時の対応が改善するのはよいのですが、そのような事態が起きないことが望ましいのであり、そのためには、これまでの基本方針に基づく取り組みの検証こそが重要であると考えます。しかしどのような検証がされたのか、見えてこないのが残念に感じます。</p> <p>例えば、既存のいじめの防止等のための組織はどの程度実働してきたか、あるいは従来のアンケートや授業のやり方でよいのか、スクールカウンセラーに相談したいときに相談できる環境なのか等、取り組みの具体的な改善につながるような基本方針の丁寧な見直し、実態調査に基づいた改定であってほしかったです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりです。ご意見として承り、基本方針への反映はございません。</p>
----	---	--	---